

介護保険法が改正されました

施設を利用している人には居住費と食費が介護保険から給付されていましたが、10月1日から、在宅の人とのサービス利用の負担を公平にするために、施設（ショートステイ含む）での「居住費」と「食費」が利用者負担になりました。

ただし、所得の低い人の施設利用が困難にならないよう負担の軽減があります。

基準費用額（日額）

全額自己負担した場合の平均的な費用額	1日あたりの居住費				1日の食費	
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室 特養等	多床室 （相部屋） 老健・療養等		
	1,970円	1,640円	1,150円	1,640円	320円	1,380円

軽減される人の負担額（日額）

利用者負担段階	1日あたりの居住費				1日の食費	
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室 特養等	多床室 （相部屋） 老健・療養等		
第1段階	820円	490円	320円	490円	0円	300円
第2段階	820円	490円	420円	490円	320円	390円
第3段階	1,640円	1,310円	820円	1,310円	320円	650円

- 軽減される人は、次のとおりです。
 - ・第1段階：市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金を受給している人、生活保護を受給している人
 - ・第2段階：市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
 - ・第3段階：市町村民税世帯非課税者であって、上記第2段階以外の人（課税年金収入が80万円超266万円未満の人など）

- 利用者負担軽減を受けるには、申請が必要です
ショートステイを利用の人は担当ケアマネジャー

へ、施設へ入所している人は施設のケアマネージャーへ相談されても構いません。
菊池市役所窓口へ申請され、審査の後、上記段階に該当される人に認定証を交付しますので、ご利用の施設へ提出され、軽減を受けることになります。

- その他の所得の低い人への対策
 - ・高額介護サービス費の上限額の見直し
 - ・社会福祉法人による利用者負担軽減制度の運用見直しなど

問い合わせ先 生きがい推進課

おしらせ INFORMATION

問い合わせ

- 本 庁**
菊池市役所 ☎(25)1111
- 総合支所**
菊池総合支所 ☎(25)1111
七城総合支所 ☎(25)1000
旭志総合支所 ☎(37)3111
泗水総合支所 ☎(38)2111

生後3カ月を過ぎたらBCG予防接種を受けましょう

対象は生後3カ月から6カ月未満です。

4月から法の改正でBCG接種の対象年齢が「生後6カ月未満まで」と短くなりました。ツベルクリン反応検査をせずに直接BCG接種をすることになります。接種機会が限られていきますので、会場に関わらず体調の良い日へ、早めに済ませましょう。

●10月25日（火）
午後1時30分～午後2時
菊池市文化会館
母子健康手帳、予診票
持っているもの

BCG接種ができない人

これまでに受けた予防接種やけがなどで、ケロイドがある人
免疫機能に異常がある人
その他、予防接種をすることが不適当と医師が認められた人
※気になることがある場合は、かかりつけの医師に相談するか、意見書を持参してください。

問い合わせ先 健康推進課

ポリオ予防接種を受けましょう

日程表のとおり、ポリオの集団予防接種を行います。

●10月20日（木）
午後1時30分～午後2時

旭志老人憩いの家「太陽の家」

●10月26日（水）
午後1時30分～午後2時
泗水公民館

受け方

1回の服用では十分な免疫が得られません。必ず6週間以上の間隔をあけて、2回服用してください。

持っているもの

母子健康手帳、予診票

その他の注意

法の改正でBCG接種の対象年齢が「6カ月未満まで」になったため、先にBCG接種を済ませてから、次の予防接種を受けることをお勧めします。
下痢がひどいとフクチンの効果が弱まるので延期しましょう。

献血のご協力を

お願いします

とき 10月27日（木）

午前9時30分～午前11時30分
午後0時30分～午後1時30分
旭志多目的研修センター
内容 400ml献血・200ml献血
平成16年10月から献血の安全

性向上のため、運転免許証やパスポートなどの身分証明証による本人確認をお願いしています。趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

また、献血カードを持っている場合は一緒に持参してください。

問い合わせ先 健康推進課

介護保険料の減免制度があります

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を、特に収入の少ない人を対象に、菊池市独自の制度で減免します。

減免の対象者になる人

※第1号被保険者のうち保険料段階が第2段階で、次のすべてに該当する人。

減免の条件

- ・次のすべての項目に該当することが条件です。
- ・当該世帯の実平均収入額（すべての年金、仕送りなども含む）が生活保護法による基準生活費以下であること。
- ・第1号被保険者とその属する世帯全員に前年の所得がない人
- ・市民税課税者の扶養を受けていない人
- ・資産などを活用してもなお生活が困窮していると認められる人
- ・介護保険料を滞納していない人

※平成16年度で、減免認定を保持している人も申請が必要です。

減免の内容

※第2段階の保険料を減額しますが、第1段階までの保険料額とします。

減免の申請

○持っているもの

- ・印鑑（認印可）
- ・本人と世帯の収入が確認できるもの。年金支払通知書（個人年金含む）、給与明細書、事業収支書など。ただし、最近3カ月分以上。
- ・市町村役場税務課などで発行する資産評価証明書（資産がない場合は無資産証明書）
- ・世帯全員の預金、貯金通帳
- ・加入している健康保険証（写しでも可）
- ・証券、債権などの有価証券
- ・借家賃貸契約書、家賃の支払い領収書など
- ・自動車などの車検証
- ・生命保険の証書

申請の相談

申請方法などの相談を、菊池市役所生きがい推進課介護保険係で受け付けます。

気軽に、ご相談ください。

問い合わせ・申請先 生きがい推進課

菊池市身体障害者等福祉年金申請受付を行なっています

支給対象者（次の①～③のすべてに該当する人）

- ①障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている人
- ②10月1日現在で1年以上菊池市の住民票に記載されている人
- ③障害（基礎・共済・厚生）年金を受給していない人

年金の額 5,000円（年額）

支給日 12月20日（火）・21日（水）

申請手続き

印鑑、障害者手帳、通帳を持参して、各総合支所へ申請してください。

申請受付期間

10月3日（月）から10月31日（月）まで

※ただし、土日・祝日は除く。

申請受付時間

午前9時から午後5時まで

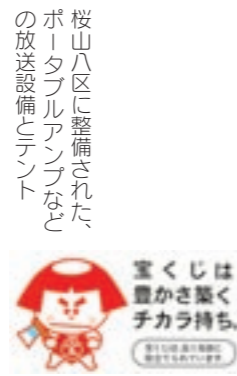
問い合わせ・提出先

菊池総合支所健康福祉課、七城・旭志・泗水の各総合支所民生課

宝くじ助成事業で桜山八区（泗水）に備品を整備

コミュニティの健全な発展を図ることを目的としたコミュニティ助成事業で、桜山八区（泗水）に和机、椅子、テント、発電機、ポータブルアンプなどの放送設備が整備されました。

このコミュニティ助成事業は、宝くじ普及広報事業費を財源として財団法人自治総合センターが助成決定を行うもので、今後の桜山八区の益々の活性化が期待されます。



宝くじは豊かき宝くじカラ持ち。桜山八区に整備された、ポータブルアンプなどの放送設備とテント。



問い合わせ先 企画振興課